

西予市U I J ターン保育士支援補助金交付要綱

令和5年12月15日
西予市告示第192号

(目的)

第1条 この告示は、市内に所在する民間の保育所(園)及び認定こども園並びに小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業を行う特定地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)における保育士・保育教諭(以下「保育士等」という。)の確保を目的として、予算の範囲内において西予市U I J ターン保育士支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の定義に準じる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の住民基本台帳に登録されている者に限る。)であること。

(2) 保育資格を有する常勤の保育士等であって、次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和5年3月1日以降に愛媛県外から本市に転入し、市内に所在する保育所等で勤務する者

イ 指定保育士養成施設卒業の翌年度までに、令和5年4月1日以降に市内に所在する保育所等で初めて勤務する者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしないものとする。

(1) 西予市職員として雇用された者

(2) 過去にこの告示に基づく補助金又は県内他市町の告示等に基づく同種の補助金等の交付を受けている者

(3) 市税及び使用料等を滞納している者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、令和5年4月1日以降、かつ、保育所等に雇用されることが確定した日以降に契約又は購入し、支払いを完了した別表に掲げる経費(消費税を含む。)とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、20万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市UIJターン保育士支援補助金交付申請書(兼請求書)(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) UIJターン保育士支援補助金申請明細書(様式第2号)
- (2) 雇用証明書(勤務先の保育所等が発行したもの)
- (3) 補助金振込先口座の通帳写し等(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの)
- (4) 本市に転入したこと及び転入日が分かる書類(住民票等)又は指定保育士養成施設卒業証明書
- (5) 補助対象経費にかかる領収書原本(領収書が発行されていない場合は、補助対象経費が支払われたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。)
- (6) 次に掲げる補助対象経費の区分に応じ、次に定める書類
 - ア 不動産契約仲介料 契約書又はその写し
 - イ 家賃 賃貸借契約書又はその写し
 - ウ 引越費用 明細書
 - エ 生活用品購入費 購入した生活用品(洗濯機、冷蔵庫、テレビ等)の配置、設置後の写真及び保証書写し

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

2 交付の決定及びその通知は、補助金を交付すべきものと認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。この場合において、当該申請に係る申請書を申請者からの請求書とみなす。

3 市長は、第1項の審査及び必要に応じた調査の結果、補助金を交付すべきでないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助決定の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を

命ずることができる。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

対象経費	経費の内容	備考
引越費用	現在居住する市内物件への転居に関する引越費用として、引越業者又は運送会社に支払った実費	
不動産契約仲介料、家賃	次に掲げる経費 (1) 現在居住する市内物件への転居に関する不動産契約仲介料(敷金、入居物件の所有者に対する礼金は除く。) (2) 現在居住する市内物件の賃貸借契約に基づく家賃	ただし、申請者本人又は配偶者の3親等以内の親族が所有する物件に入居した場合は補助対象としない。
生活用品購入費(洗濯機、冷蔵庫、テレビ等)	洗濯機、冷蔵庫、テレビ等の生活用品購入費(送料・配達料、設置工事費を含む。)	ただし、附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。

様式第1号(第6条関係)

西予市U I J ターン保育士支援補助金交付申請書(兼請求書)

年 月 日

西予市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

西予市U I J ターン保育士支援補助金として下記金額を交付されたく、西予市U I J ターン保育士支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、本申請にあたり、交付決定に必要な世帯の状況、市税及び使用料等の納付状況について、市が調査することに同意します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
(請求額)

2 添付書類

(1) 西予市U I J ターン保育士支援補助金交付要綱第6条に定める
必要書類

(2) その他、市長が必要と認める書類

3 振込口座

金融機関名		支店名	
口座番号		預金種別	
(フリガナ)			
口座名義人			

様式第2号(第6条関係)

UIJターンの保育士支援補助金申請明細書

申請者	住所	西予市		
	フリガナ 氏名	()		
勤務先	所在地	西予市		
	名称			
	運営法人及び代表者			
雇用及び勤務状況	採用内定日	令和 年 月 日	雇用開始日	令和 年 月 日
	雇用形態	常勤の保育士 (補助上限 20 万円)		
申請区分に <input checked="" type="checkbox"/> を記入 (複数選択可)		<input type="checkbox"/> a. 引越費用 <input type="checkbox"/> b. 不動産仲介手数料・家賃 <input type="checkbox"/> c. 生活用品購入費		
申請区分	契約又は用品購入の詳細	金額	区分小計	
a. 引越費用		円	a	円
b. 不動産仲介手数料 ・家賃		円	b	円
		円		
右記を確認し <input checked="" type="checkbox"/> を記入		<input type="checkbox"/> 入居物件は申請者又は配偶者の3親等以内の親族所有ではありません。		
c. 生活用品購入費		円	c	円
		円		
上記の表に記載しきれない場合は、a から c までの区分ごとの合計を記載し、別紙明細書 (任意様式) を添付のこと。 令和5年4月1日前に支払った経費は補助対象としない。		補助対象経費		円
		a から c までの合計		
		補助金請求額		, 000 円

○下記の資料を添付すること。

<input type="checkbox"/> 雇用証明書 (勤務先の保育施設等が発行したもの) <input type="checkbox"/> 補助金振込先口座の通帳写し等 <small>(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が分かるもの)</small> <input type="checkbox"/> 市内に転入したこと及び転入日が分かる書類 (住民票等) <input type="checkbox"/> 契約書、明細書又は賃貸借契約書 (a 又はbの場合) <input type="checkbox"/> 領収書原本 (又は対象経費が支払われたことが分かる書類) <input type="checkbox"/> 配置、設置後の写真、保証書写し (cの場合)
